個人情報の第三者への提供に対する「黙示の同意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものといたします。なお、同意されない場合は当組合までお申し出ください。

1. 本人の申請に基づかず給付する高額療養費を事業主経由で行うこと。
2. 本人の申請に基づかず給付する付加給付等を事業主経由で行うこと。
3. 医療費通知を世帯まとめて被保険者に行うこと。
4. 給付決定のお知らせ（保険給付金決定通知書）を事業主経由で行うこと。
5. 各種健診の検査結果について、当健康保険組合も健診機関からの送付により受け取ること。
6. 各種健診受診者の検査結果について、当健康保険組合も健診機関からの送付により提供を受けること。
7. 特定保健指導を受けた方の結果について、当健康保険組合も指導実施機関からの送付により提供を受けること。
8. 医療機関、健診機関からの資格確認について、保険給付または各種健診受診のために必要がある場合に回答を行うこと。
9. 届出された住所、電話番号について、最新性確保の観点から事業主へ照会を行うこと。
10. マイナンバーカードの保険証利用に関連して、資格情報のお知らせを事業主経由により世帯単位でまとめて被保険者へ送付すること。

埼玉機械工業健康保険組合　担当：高窪
申出先 TEL: 048-643-5161
FAX: 048-644-1333
受付時間　8:30～17:15(土日祝・年末年始を除く)